

社会福祉法人みちのく協会行動計画

職員が仕事と子育て私生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間

内 容

目標1	職員の配偶者が出産したとき、特別休暇2日間を完全に取得するように促進する。
-----	---------------------------------------

(対策)

令和5年6月～ 職員会議において、就業規則を周知する。

令和5年9月～ 対象職員が発生した場合は、法人本部より休暇の取得を促す。

目標2	子育て中の職員を支援するため、子の看護休暇（有給）の取得促進を図る。
-----	------------------------------------

(対策)

令和5年6月～ 職員会議において、子の看護のための休暇制度を周知する。

令和5年7月～ 対象職員を把握した場合は、対象者へ直接周知する。

目標3	年次有給休暇取得日数を、一人当たり年間10日以上とする。 「マイバースデー休暇」「リフレッシュ休暇」の取得促進を図る。
-----	--

(対策)

令和5年6月～ 年次有給休暇取得の現状を把握する。

令和5年7月～ 勤務表作成時に、希望する職員に対して毎月一人1日の年次有給休暇を組み入れる。

令和6年4月～ 定期的な情報把握と職員へ報告